

会 議 録

1 会議名

令和3年度第8回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1 報告事項（公開）

(1) 町内会長会議の実施について

2 協議事項（公開）

(1) 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

(2) 令和3年度視察研修について

(3) 自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」

3 その他事項（公開）

(1) 令和3年度第9回地域協議会の開催予定

3 開催日時

令和3年11月24日（水）午後6時30分から午後7時5分まで

4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

5 傍聴人の数

0名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：石井浩順、小林晴子、大門廣文、高宮秀博、中野祐、二宮香里、畑芳雄、
三浦元二、原田秀樹

・事務局：今井所長、山田次長（総務・地域振興グループ長兼務）、沢田市民生活・
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、石崎地域振興班長

8 発言の内容

【石崎班長】

・会議の開会を宣言

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【原田会長】

- ・挨拶
- ・今井所長に挨拶を求める。

【今井所長】

- ・挨拶

【原田会長】

- ・事務局に資料の確認と会議録の確認者の発表を求める。

【石崎班長】

- ・会議録の確認者：中野委員、二宮委員
- ・配布した資料の確認

【原田会長】

- ・報告事項（1）町内会長会議の実施について、事務局に説明を求める。

【石崎班長】

- ・資料 No. 1 に基づき説明

【原田会長】

- ・報告事項ではあるが、何か聞きたいことはあるか。

【各委員】

- ・質問なし

【原田会長】

- ・協議事項（1）「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について、事務局に説明を求める。

【石崎班長】

- ・資料 No. 2 について説明

【原田会長】

- ・事務局からは、我々が実施している部分を含めて取り組むことの案が提示された。まず「1意見交換」について、皆さん意見、質問等あるか。

【各委員】

- ・意見なし

【原田会長】

- ・ろばた館関係団体との意見交換を行ってきたところだが、アンケートの集約結果等を踏まえ、今後また意見交換の場を持たなければならないと思っている。意見交換についてはこの案でよいか。

【各委員】

- ・異議なし

【原田会長】

- ・よろしいということでこの案とする。
- ・次に「2会議運営」についてだが、私も会議運営方法について考えなくてはならない部分もある。皆さんご意見、ご質問等あるか。

【二宮委員】

- ・開催日はだいたい総合事務所の方が決めていると思うが、多くの委員が参加できるためにどのようにして日にちを決めているのか。

【原田会長】

- ・地域協議会が開催される前に、私と事務局の方で打合せをする。その時に月末、月初め、1番最後の週はなるべく避けるようにして事務局と話しをさせてもらい、私の予定も勘案して開催日案としたものを、会議で提案している。もし皆さんの方でご自身のスケジュールが決まっているような場合があれば、事務局に事前に言うただけであれば、日程を調整できると思っている。
- ・他にご意見、ご質問等あるか。

【各委員】

- ・意見なし

【原田会長】

- ・来月明らかにこの辺り駄目だとかあれば、遠慮せずに事務局や私に連絡していただきたい。
- ・会議運営についてはよろしいか。

【各委員】

- ・意義なし

【原田会長】

- ・それでは「3 情報発信」についてだが、地域協議会だよりは年複数回発行しており、その都度、編集会議も行っている。記事内容は、その時点で発表できるものを皆さんへお知らせしている。ご意見、ご質問等あるか。

【各委員】

- ・意見なし

【原田会長】

- ・今後も現在の取組を続けていくということによろしいか。

【各委員】

- ・意義なし

【原田会長】

- ・協議事項（2）視察研修について、事務局に説明を求める。

【石崎班長】

- ・資料 No. 3 について説明

【原田会長】

- ・新型コロナウイルス感染症もだいぶ下火になってきたため、事務局に研修案を考えていただいた。1 番目 2 番目は名立区内に目を向けた研修で、区内の重要事項の説明や、地域活動支援事業実施団体との意見交換、現地視察。3 番目は市の施設についての見学等ということで提示させてもらった。時期についてはこれからになるため、冬季となる。大雪等で実施できない場合は先送りとさせていただく。これらをふまえて、ご意見等あるか。

【二宮委員】

- ・研修例 1 の研修先が総合事務所となっているが、現地に行くことは考えていないのか。

【石崎班長】

- ・研修先は総合事務所等ということで、総合事務所以外も想定している。現地を見たいということであれば、適宜対応する。

【原田会長】

- ・他にご意見、ご質問等あるか。

- ・皆さんの方でこういうものがあるなどあれば、それも含めて発言いただきたい。特に研修例1、2については移動がそう伴わないため、実施しやすいのではないかと思う。皆さんの方でご意見がないようであれば、私と事務局でこの中から決めさせてもらうかどうか。

【小林委員】

- ・できれば総合事務所で行いたい。

【原田会長】

- ・小林委員のほうから総合事務所というご意見あったが、他にご意見あるか。

【各委員】

- ・意見なし

【原田会長】

- ・では小林委員からの意見も踏まえ、私の方で事務局と相談し、具体的な案を次回までに提示させてもらい、そこでまた皆さんにご意見をいただきたい。
- ・自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」に入る。
- ・先般、選挙の直後であったが各分科会で集まってもらい、協議していただいた。協議内容について報告する。
- ・第1分科会は11月11日午後6時半から開催した。
- ・ろばた館の問題について、当協議会としての考えをどういう形で表現するかということについて協議をした。方法として、1つ目は地域内での解決に向けた活動。これは協議会自体が主体となるわけにはいかないが、他団体への働きかけ等により、解決に向けた活動を促していく部分。2つ目は地域活動支援事業を活用していく部分。3つ目は地域を元気にするために必要な提案事業を活用する部分。そして4つ目は意見書の提出。この4つが地域協議会の基本的な表現の手段となる。今回のろばた館に関しては意見書の提出が1番ふさわしいのではないかとのことになった。
- ・次に分科会としての意見集約に向けた議論だが、様々な意見が出てまとめきれなかった。出た意見としては、「ろばた館建設当初の目的である交流の場とするという方向で集約できないか」、「維持管理費、修繕費等について進言する部分も必要ではないか」、「避難所としては絶対に必要であるため、なくしてはならない」、「地域の団体等とも話し合っ、それをサポートできるような形に持っていけないか」等、様々な意

見があった。皆さんの意見を拾い上げ、分科会はそこで閉じさせてもらった。後で出した意見を文書として作って出席者に確認していただき、意見書集約の中で協議をしていくということで第1分科会は終わった。

【高宮副会長】

- ・第2分科会は11月10日午後2時から3時まで集まって話し合いをした。
- ・第2分科会としては避難所の機能は残してもらいたい。市からの避難所の代替案は上名立分館となっているが、そこでは発熱者などの避難者を一般避難者と分けられるほどのスペースがないため、ろばた館は避難所として必要という意見になった。避難所としての重要性をアピールするために、近々地域の人たちで避難訓練をやってみてはどうかという意見もあった。避難所として残す必要があるとした上で、地域の活性化の拠点として、また交流の場としての活用などを、意見書に盛り込めばいいのではないかという話もあった。温浴機能については縮小、もしくは無くすのもやむを得ずという結果であった。

【原田会長】

- ・意見集約に向けて、先般、私と高宮副会長と三浦委員で、第1分科会と第2分科会の意見のすり合わせをした。この後、できれば合同分科会ということで、今後の意見集約の方向性について協議を行いたいのがよろしいか。

【各委員】

- ・意義なし

【原田会長】

- ・令和3年度第9回地域協議会の開催予定について、事務局に説明を求める。

【石崎班長】

- ・第9回地域協議会の日時：令和3年12月16日（木）午後6時半から

【二宮委員】

- ・熊の目撃情報だが、以前、総合事務所に連絡をしたら、木田の警備室に繋がった。具体的なことやこちらの連絡先も聞かれなかった。一応場所や何頭だったか、どのくらいの大きさだったかは伝えさせてもらった。
- ・以前、総合事務所に夜間誰もいなくなって、木田に電話が転送されたときに、きちんと目撃者の住所などが分かるように指導するとの話があったと思うが、分かっている

ないように感じた。その目撃情報が翌日総合事務所に届いているのかも分からない。私が猟友会の方にメールをしたから総合事務所に話がきたかもしれない。きちんと木田から総合事務所に連絡がきているのか教えてほしい。

【沢田グループ長】

- ・警備員もローテーション等でずっと同じ人がいるわけではなく、熟度の違いによりご迷惑をおかけしたり、不快な思いをさせてしまったかもしれない。大変申し訳ない。
- ・以前、二宮委員からお話をいただいたときに、総合事務所でもそれでは駄目だという話になり、環境保全課に再度受付はしっかりしてほしいと話をした。二宮委員の連絡はちゃんと来ている。

【原田会長】

- ・他に何かあるか。

【石井委員】

- ・除雪の件で、県道の除雪は総合事務所と関係のない話だが、昨年度、県道が一車線しか確保できなかったのは県の除雪の方法に問題があったからだと思う。今までは名立のみの除雪だったが、名立の業者が桑取の谷も除雪するという話を聞いている。桑取の谷は名立の谷と違って、カーブと坂が連続している。そういう所へ除雪車が行ってしまえば、当然名立には来られない。業者を分けるなり、名立のみにするなり何とか対応できないのか。

【沢田グループ長】

- ・今年の1月は逆に桑取の人たちは3日程県道除雪が入らなかった。名立の方にかかりきりで、桑取に行けなかったというのが実態。その点は雪対策室も承知はしているため、県ともやりとりしていると思う。1月は大変な豪雪で除雪が間に合わなかったというのが実態である。桑取と一緒にやっていたことが原因ということはないと思う。桑取の方たちも大変な思いをしていた。

【原田会長】

- ・他に何かあるか。

【各委員】

- ・意義なし

【原田会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121 (内線 223)

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。